

◆改善事例 ペット販売事業者の販売契約書に対する申入れ

事業者名：株式会社A H B

事業内容：ペットショップ

申入対象：ペット販売契約書

対象条文：消契法8条1項1号・3号、同法8条の2

申入開始日：2020（令和2）年6月16日

申入終了日：2021（令和3）年2月16日

	C ネット東海の主な申入れ内容	(株)A H Bの回答（結果）
1	<p>□2. 代替犬(猫)補償制度</p> <p>お迎えより12カ月間にペットが死亡または、重大な先天性疾患が判明した場合には“代替犬(猫)”での補償を行っています。</p> <p>これは当店が販売したペットの、当店起因による病死や、当店が販売したペットに販売時に判明しなかった重大な先天性疾患が判明した場合の代替犬(猫)補償制度です。</p> <p>a. 病死の場合：お迎えより12カ月間を代替犬(猫)補償期間と致します。期間中に当店の起因により病死した場合には、死亡したペットと同種・同額程度のペットを提供いたします。この場合、動物病院の担当獣医師が作成した“明らかに当店起因による疾病”と証明した診断書が必要です。…</p> <p>b. 販売時に判明しなかった重大な先天性疾患が判明した場合：お迎えより12カ月間を代替犬(猫)補償期間と致します。…</p> <p>d. 補償について：代替犬(猫)の補償は、1回のみとなります。</p> <p>e. 保証の対象外：…</p> <p>○ご家族以外の第三者にペットを譲渡した場合…</p> <p>◆申入れ内容</p> <p>消契法8条1項1号・3号、同法8条の2に適合するように改めてください。</p> <p>◆申入れの理由</p> <p>上記各条項は、(株)A H Bの販売したペットが、同社が原因で病死した場合や、重大な先天性疾患</p>	<p>次のとおり改定された。</p> <p>□2. 代替犬(猫)等補償制度</p> <p>お迎えより12カ月間に、販売時に判明しなかった重大な先天性疾患又は当店起因による疾患で、ペットが死亡又は飼育継続に重大な支障をきたし、当店に連絡があった場合は以下の“代替犬(猫)等”の補償をします。</p> <p>1) 病死又は飼育継続に重大な支障をきたす場合：補償期間に販売時に判明しなかった重大な先天性疾患又は当店起因による疾患で、ペットが死亡又は飼育継続に重大な支障をきたすときは、A. 代替犬(猫)・B. 契約解除・C. 治療費実費の損害賠償のいずれかの請求ができます。</p> <p>2) 補償の対象外について：…</p> <p>○ご家族以外の第三者にペットを譲渡した場合</p> <p>□3. その他</p> <p>…</p> <p>○その他ペット販売契約書に明記されていない問題が生じた場合は、お客様と当社で協議します。</p> <p>例：ご契約者様の死亡等やむを得ない理由により第三者に譲渡された場合</p>

<p>で死亡した場合に、代替犬(猫)での補償のみ可能であると規定しており、同社において、消費者の同社に対する債務不履行又は不法行為に基づく損害賠償請求権の行使を認めず、また、同社の債務不履行による契約解除権の行使を認めない趣旨と解される。</p> <p>そこで、これら規定は、事業者の債務不履行又は不法行為に基づく損害賠償責任を免除する条項の無効について規定した消契法8条1項1号・3号、及び、消費者の解除権を放棄させる条項の無効について規定した同法8条の2に反し、無効。</p>	
--	--